

出自を知る権利行使の手順（全3ページ）

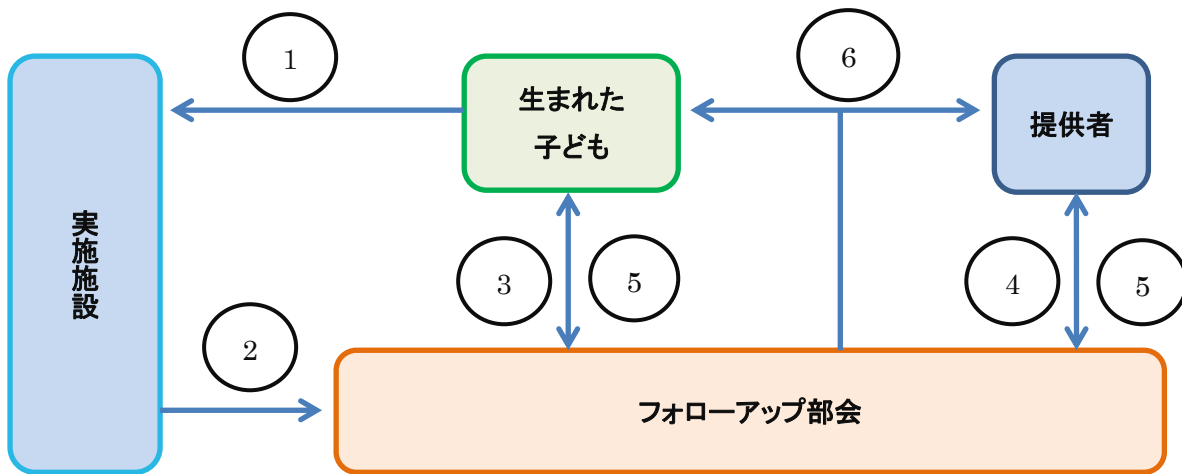
- 15歳になれば、生まれた子どもは提供者の氏名、住所の開示請求をすることができる。
- 子どもは15歳になってはじめて、子どもが配偶子提供で生まれたことを知るのではなく、JISARTでは、子どもの幼少期から両親の愛情のもとに告知することを推奨している。
- 子どもの出自を知る権利の行使は、自身の命の元である、提供者が誰か、自分はどんな人から生まれたのかを知ることであり、人間の根源的な欲求である。これが満たされないと、子どもは自身が何者かわからない、アイデンティティ・クライシスに陥る。
- 子どもが提供者を知りたいのは、例えば耳の形が似ているとか、外見を確認したいというニーズがあるためである。養育する親としての役割は期待していないことがほとんどである。
- 子どもを育ててきた両親は、子どもの出自を知る権利を理解し、子どもの気持ちや期待に情動的に理解を示し、そのための行動を起こす子どもに対して、一緒に動ける人であることが望まれる。
- 提供者が未知の場合（配偶子提供で生まれたことは告知済みの場合と何も知らされていない場合がある。後者の場合は他の親族等から聞いた、あるいは、親子関係に疑いを持っている場合などである。）と提供者が既知の場合（幼少期より告知され、姉妹や友人よりの提供で提供者が誰か知っている場合と隠されている場合がある）がある。
- 以上のさまざまな場合があるが、この手順では、どんな場合も想定しておかねばならない。
- 子どもが出自を知る権利を行使するということは、提供者の氏名、住所を知ることである。出自を知る権利の中には、子どもが提供者に会う権利までは明文化されていない。（しかし、会うことは禁止されているとも明文化されていない）そのため、JISARTでは、権利行使した場合に、生まれた子どもの最善の利益を考慮する原則に則り、子どもが会いたいと表明した場合、子ども、提供者ともに良い形で会えるよう、ソーシャルワーク援助技術等によりサポートする必要がある。
- 生まれた子どもに事務的に提供者の住所、氏名を書いた紙を渡すのではなく、まず、子どもへの面接を行い、なぜ知りたいのかそのきっかけ、理由、気持ちなどについて聴き、情報開示することになった背景について知る。
- 子どもが提供者に対して、氏名、住所を知りたいのか、「身体的・医学的情報（提供時の年齢、身長、体重、血液型、疾病情報、写真など）」及び「社会的情報（学歴、職業、趣味、提供理由、子どもへのメッセージなど）」を知りたいのか、会うところまで考えているのかについて調査する。
- 子どもが提供者に会うことまで想定している場合、子どもが提供者に今、会うことが子どもの最善の利益に合致するかどうかのアセスメントをする。
- 子どもが提供者になぜ会いたいのか、会ってどうしたいのか、提供者が自身の想像していた人と異なる場合どうするのか、これからドナーとどう関係を持ちたいのか、持ちたくないのか、など、話し合う必要がある。
- 子どもが自身の親との関係が現在悪く、感情が不安定になっているときは、カウンセリング等を行い、できれば、しばらく会うのを先延ばしにするようにサポートする。
- 一方、提供者にも連絡を取り、提供者が子どもの出自を知る権利についての理解があるか、子どもが会いたい場合、会う心の準備ができていないか、調査する。また、ドナーが子どもに会って子どもの最善の利益が守られるかどうか、アセスメントする。つまり、提供者が子どものルーツとしての存在意

義を理解し、ルーツとしての役割をとれるかどうか、また、親としての役割はとらないという立場がとれるかどうかのアセスメントをする。

- 提供者が子どもに会うことを怖がったり、脅威に感じている場合は、安心できるよう、サポートする。
- 提供者が子どものアイデンティティの再構築のために会うことを許容し、子どもを親としてではなく、遺伝的ルーツとしての役割を受け止めるなら、次の段階に進む。
- 提供者が子どもの気持ちを許容できない場合、提供者にカウンセリングを行い、子どもの立場・心情の理解のためのサポートをする。提供者がカウンセリングを拒否し、子どもの出自を知る権利への理解に乏しい場合、「子どもには氏名、住所を知らせること、突然会いに来た場合、双方が混乱に陥る場合があること」を提供者に説明しておく。また、「いつでもサポートできる体制にある」と告げるにとどめる。そして、子どもには、「突然会いに行っても、提供者があなたを拒否するかもしれない、あなたは提供者の言葉や態度に傷つくかもしれない」と説明したうえで、提供者の氏名、住所を開示する。その際には、子ども側だけのサポートをする。
- 子どもへの情報開示には、必ず、心理や社会福祉の専門家から成る情報開示支援チーム（支援チーム）が同席する。
- 子ども、提供者へのサポートを支援チームがそれぞれ、個別にしたうえで、双方がコンタクトできる状態となった時、電話あるいは、メール、手紙での交流をする。
- 上記交流により、双方が良い関係を保てる状態とアセスメントされれば、支援チームが同席したうえで、会うサポートをする。
- 一度会った後、支援チームの情報開示支援により、今後の関係維持について話し合う。アフターケアとして、いつでも相談にのる用意があることを告げて、情報開示支援は終結とする。

注；スウェーデンやスイスのモデルを参考とした。

《出自を知る権利行使の手順案》



- ① 生まれた子どもによる実施施設への提供者の氏名、住所の開示請求。
- ② 実施施設よりフォローアップ部会へ連絡。
- ③ フォローアップ部会より、生まれた子どもへのコンタクト・調査
- ④ フォローアップ部会より、提供者へのコンタクト・調査
- ⑤ ③・④を受け、子どもの最善の利益に照らして総合的に判断。両者の了解を得て、支援チームの情報開示支援を開始
- ⑥ ⑤により、子どもと提供者が会うことが双方の利益に適うと判断された場合、電話・メール・手紙での交流ののち、面会
- ⑦アフターケア